

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から60年12月まで  
② 昭和61年10月から同年12月まで

昭和58年9月から60年12月までについては、母親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、私が20歳になったのを契機にA市で国民年金加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。また、61年10月から同年12月までについては、何らかの事情で未納にしてしまい、督促状のようなものが郵送されて来たため、貯金を下ろして未納分をまとめて自分でB市の銀行で納付した覚えがあるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の年金記録、B市における国民健康保険被保険者となった日（昭和62年9月1日）の記録及び戸籍の附票から、申立人は同市に住民票を異動（同年9月1日）した同年9月ごろに同市において国民年金被保険者資格取得手続きを行ったものとみられ、この時点で現年度であった昭和62年度以降、平成8年1月に第3号被保険者に種別変更を行うまで未納無く保険料を納付しており、国民年金被保険者資格取得後における申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は上記国民年金被保険者資格取得時時点で時効前であった昭和60年7月から62年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったところ、申立期間②の前後の61年1月から同年9月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付していることから、申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親からA市における国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間①の保険料の納付方法について具体的な話を聞いておらず、これらを行ってくれたとするその母親は既に死亡しているため国民年金被保険者資格取得手続の状況、申立期間①の保険料の納付状況等は確認できない。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる昭和62年9月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、同手続が申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続であったものと考えられ、この時期を基準とすると、申立期間①のうち、58年9月から60年6月までの保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人はまとめて保険料を納付した期間、金額及び時期についての記憶が無く、昭和62年9月ごろ行われたとみられる国民年金被保険者資格取得手続の時点で時効前であった60年7月から同年12月までの保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

平成9年4月、A県B市役所へ転出届の申請を行った際、国民年金納入記録通知書もらったが、未納期間があることに納付できなかった。

自宅に戻り調べたら領収書が見付かり、管轄の社会保険事務所へ連絡してもらって未納期間が訂正され、すべて納付済みになったものと思っていた。

申立期間が未納のままとされていることには納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、9か月と短期間である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年5月であり、このころ国民年金加入申請を行ったものとみられるが、この時点では申立期間の保険料は時効前であり、53年10月までであれば過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は国民年金に加入後、数次にわたり転居しているが、その都度適切に国民年金の住所変更申請が行われており、申立期間後平成14年度まで未納が無いことから年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の保険料は納付済みであるが、いずれも平成9年に記録訂正が行われるまで未納とされていたことから、申立人に係る年金記録は適正に管理されていなかったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

昭和51年9月に会社を退職して設計の仕事を始めた。

昭和53年2月に結婚することになり、妻と相談して申立期間の保険料をさかのぼって一括で支払った。

国民健康保険料、所得税、市県民税等については滞納は無く、未納になっていることは一度も無い。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、7か月と短期間である。

また、申立人は保険料の前納制度を数多く利用しているほか、昭和60年4月から62年4月までは、定額保険料のほかに付加保険料も納付しており、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月に払い出されていることから、申立期間については、保険料の過年度納付が可能な期間であった。

加えて、A市では、昭和52年度から54年度までの当時、過年度納付書を発行していたとしている上、当時の同市の職員の記憶によれば、53年度以降はオンラインで納付状況が確認できるようになったため、加入手続時に未納が確認できれば、その場で過年度納付書を渡していたとしている。

このほか、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和53年4月ごろに行われたとみられるが、記録上、納付済みとされている昭和52年度の保険料については、現年度納付ではあるものの、52年4

月までさかのぼって保険料を納付していることから、加入手続時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料についてもさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から同年12月まで

母親がA市役所で私の国民年金の加入手続をし、私の申立期間の国民年金保険料は、母親が母親、兄、姉の分と併せて同市役所の集金人に納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、11か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年12月に払い出されており、このころ申立人の国民年金被保険者資格取得手続は行われ、同年2月までさかのぼって国民年金に加入したとの処理が行われたものとみられるが、39年4月までであれば、過年度納付及び現年度納付を併用して、申立期間すべての保険料について納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の母親、兄及び姉の国民年金加入手続が行われたのは昭和37年2月ごろとみられるが、3人共、国民年金の資格を取得した36年4月までさかのぼって保険料が納付されている上、申立期間の保険料は納付済みとされており、当時、申立人のほか、家族の保険料を納付していたとするその母親は、申立人の申立期間の保険料についてもさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親及び姉は、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで保険料の

未納は無く、申立人の父親も国民年金加入義務の無い明治42年\*月生まれでありながら、任意加入しているなど、年金への関心及び保険料の納付意識が高い家庭であったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年2月から同年7月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが平成15年7月に判明し、国民年金被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年3月まで

婚姻（昭和52年3月）後、時期は不明だが、夫がA町役場で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料も夫がまとめて納付してくれた覚えがある。納付を証明するものは無いが、私だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無く、かつ、申立期間当時、同居していた申立人の夫及び義父母は、国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年11月10日に払い出されており、同記号番号の前の番号の任意加入者の資格取得日が54年2月17日とされていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、加入手続が行われたとみられる同年2月を基準とすると、申立期間のうち、52年1月から53年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、同年4月から54年3月までの保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の夫は、「加入手続時期及び納付金額等は覚えていないが、加入手続後に保険料をまとめて納付した記憶があり、また、過年度納付を行った記憶は無いものの、納付書が送付されてくれば納めていたはずである。」としていることから、納付意識の高かった申立人の夫が申立人の加入手続を行ったにもかかわらず、当該年度の保険料を現年度納付しなかったとは考え難い上、申立期

間のうち過年度納付が可能な期間についても、過年度納付書により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、A町保管の夫婦の国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の昭和54年度及び55年度の夫婦の保険料の納付日は同一であることが確認でき、申立人の主張どおり、申立人の夫が申立人の保険料と一緒に納付していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、40 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月及び同年 5 月

住み込みで勤務していた米屋の店主に勧められ、昭和 38 年ごろ A 市 B 区役所で私が国民年金の加入手続をした。自分は配達で米屋にいることがほとんどなかったことから、加入手続後の申立期間②を含む 38 年 4 月から 41 年ごろまでの国民年金保険料は 3 か月ごとに保険料合計 300 円と国民年金手帳を店主か店主の妻に預け、集金人に納付してもらっていた。申立期間①の保険料は集金人に納付した記憶は無く、米屋だったので米穀通帳の関係で度々、同区役所に行く機会があり、その際に同区役所で何回か納付書を発行してもらい、同区役所か移動バスの銀行で納付した。昭和 36 年度の保険料については、納付書が送られてきたが、手元に残っていた記憶があることから納付していなかったと思う。申立期間③は、納付書により銀行で納付した記憶があるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 期間となるものの、その期間の合計は 17 か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間のうち、昭和 36 年度及び申立期間①から③を除く、昭和 38 年 4 月から 53 年 3 月までの 14 年余りにわたり国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①の保険料は集金人ではなく、米穀通帳の関係で A 市 B 区役所に行った際に同区役所で発行してもらった納付書により同区役

所又は移動バスの銀行で保険料を納付したとしていることから、申立人は当該期間の保険料を過年度納付したとの主張であるものと考えられる。この申立人の申立期間①に係る保険料の納付方法について、同市では、過年度納付書は区役所に備え付けられており、申請があれば同納付書を交付していたとしている上、申立期間①当時、同区役所周辺を巡回するC銀行の移動バスは存在していたことから、申立人の申立期間①の保険料の納付方法に係る記憶に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間②を含む昭和38年4月から41年ごろまでの期間の保険料は3か月ごとに保険料合計300円と国民年金手帳を店主か店主の妻に預け、集金人に納付してもらっていたとしており、この保険料徴収方法は当時のA市の徴収方法と一致しているほか、納付したとする保険料月額も当時の保険料月額と一致する。加えて、申立期間②は申立人がB区D町から同区E町に転居（39年11月25日住民票異動。）後の期間であるが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、この住所変更手続は41年6月29日に行われていることが確認できる。このため、住所変更手続前の国民年金の届出住所は勤務していた米屋の所在地であったものと考えられ、申立期間②の前後の期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人が主張するとおり、申立期間②当時の保険料は、米屋に来ていた集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間③については、A市が保管する納付データ明細表を見ると、当該期間の2か月分の保険料額5,460円が昭和53年9月25日に銀行で納付されたこととなっていることから、申立期間③の保険料については納付されていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び同年12月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで  
② 昭和37年12月から38年3月まで

国民年金制度が始まった時に私の国民年金手帳が届き、父親がA市による集金で保険料を納付していた。私は父親の店を手伝っており、父親が私の国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、印を押してもらっていたことを覚えている。保険料はすべて納付したと父親から聞いているため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和36年2月ごろに行われたものと推認され、国民年金制度発足時から加入していたとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、昭和39年2月に婚姻するまでは、その父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人が婚姻するまでの保険料は申立期間を除きすべて現年度納付されていたことが、A市が保管する申立人の被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人の母親は、国民年金に任意加入し、申立期間を含む昭和36年4月から60歳到達までの147か月の保険料をすべて納付している。申立人は、その母親の保険料も父親が納付していたとしており、申立人の父親が、母親の申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立人の保険料を未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年ごろに役所の職員が自宅に来て、母親が、父親と私を含めて一緒に3人の国民年金の加入手続をした。申立期間当時、自宅で青果店を経営していたので、そこに役所の職員が来て、母親が保険料を納付していた。また、その時に3人分の保険料を納付していたことを店の手伝いをしていた私の姉と妹が覚えていると言っている。さらに、妹は母親に代わって保険料を納付したこともあると言っている。このため、申立期間について両親は納付済みとされているのに、私の保険料は未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親が、申立人とその両親の3人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の両親は、申立期間を含め60歳到達までの保険料をすべて納付済みと記録されている。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はその両親と連番で昭和40年1月に払い出されたと記録されており、これに従えば、申立人とその両親の国民年金加入手続は同年1月ごろに行われたことになる。しかし、申立人の姉は、申立期間当時、その母親が保険料を集金人に納付しているところを見たことがあるとしている上、申立人の妹は、その母親に代わって保険料を納付したことがあると証言しており、申立人の説明を裏付けている。

さらに、昭和40年1月の時点では、申立人の両親は既に52歳以上になっており、特例納付の実施期間でもない。このことから、社会保険庁の記録どおり、申立人及びその両親の国民年金加入手続が同年1月ごろに行われたとすると、両親は60歳到達までに老齢年金の受給資格要件（保険料納付済期間10年）を

満たす見込みが無いにもかかわらず加入したことになり不自然である上、同年1月の時点では時効により納付することができない期間（36年4月から37年9月まで）の保険料も納付済みと記録されている。

以上のことから、申立人の両親は、申立期間の当初から国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然であり、その際に、併せて申立人の保険料も納付していたと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から42年3月まで

申立期間当時、A市B区の市場内で、夫婦で鮮魚小売業を営んでいた。お店や自宅(同区)を訪問する集金人又は同区役所、近隣のC銀行D支店などで、夫婦どちらかが国民年金保険料を納付していたと思う。夫婦共に未納の無いよう納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫婦は、婚姻(昭和37年7月)後の同年12月ごろにはほぼ同時期に国民年金加入手続を行ったものと推認される。

また、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みと記録されている。このうち、昭和37年2月から同年9月までの期間は加入手続以前の期間であり、申立人が加入手続以前の期間の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、その直後の申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人と同時期に国民年金加入手続を行ったその夫は、申立期間①の保険料を納付済みであり、夫の当該期間の保険料のみを納付し、申立人の分を納付しなかったとは考え難い。

2 申立人は、申立期間②についても、その夫の国民年金保険料が納付済みと記録されているのに、申立人は未納とされているのはおかしいと述べている。

しかし、申立人の夫の国民年金手帳には、夫は、昭和39年8月から67



年（平成4年）5月までの保険料を39年8月に一括して前納したこと、及び42年1月の保険料からは、保険料額改定に伴う前納済保険料との差額保険料を納付していたことが記載されている。一方、申立人の国民年金手帳には前納の記載は無く、申立期間②のうち、39年8月以降の期間については、申立人の夫が保険料を納付していることをもって、申立人も納付していたとは言えない。

また、申立人の国民年金手帳の申立期間②の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、当該期間の保険料を現年度納付したとはみられない。

さらに、申立人及びその夫は、夫が区役所で夫自身の国民年金保険料を一括で前納した以外に保険料をまとめて納付した記憶は無いなど、申立期間②の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年9月まで

成人式で国民年金の説明があり、私が20歳になった昭和37年\*月ごろに、住み込みで弟子入りしていた親方のところに国民年金の加入勧奨があったので、その勧めに従い、加入した。加入した当時は100円の保険料を親方の家で集金人に納付していた。このため、申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年\*月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はA町で40年2月に払い出されている。申立人は、20歳のころには既に同町の親方宅に居住していたとしており、申立人の戸籍の附票によれば、43年3月にB市に転居するまで住所の異動が無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は40年2月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった37年\*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、申立期間当時に保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているほか、集金人に対し国民年金手帳で納付したとするのみで、過年度納付書による納付の記憶は無いなど、当該期間の保険料が過年度納付さ

れていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の親方の長男に聴取しても、いつごろから申立人と一緒に保険料を納付していたかは記憶していないとしているほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの保険料を現年度納付することが可能である。

また、社会保険庁の記録では、申立期間の直後の昭和39年10月以降、B市に転居するまでの国民年金保険料は納付済みと記録されている。申立人は、A町在住時には、集金人に国民年金手帳で保険料を納付していたとしていることから、当該期間の保険料は集金人に現年度納付していたものとみられる。このため、申立人が、40年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、39年10月以降の保険料を集金人に現年度納付したにもかかわらず、同じく現年度納付可能であった同年4月から同年9月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年3月まで

私が20歳になった時(昭和43年\*月)に、両親が私の国民年金の加入手続を行った。それ以降、私が結婚する(52年6月)まで、既に加わっていた両親の保険料に加えて、私の保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親は死亡しており、母親は病気のため、その状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月に払い出されたことが記載されているほか、申立人は申立期間当時に住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった43年\*月にさかのぼって資格取得(後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得時期を44年8月に訂正。)したものと推認され、加入手続の時点では、申立期間のうち、43年12月から45年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

2 申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその両親は、国民年金制度発足以降、父親が厚生年金保険被保険者、母親が障害年金受給により

法定免除となるまでの保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和47年度の保険料は現年度納付が可能である。申立人の両親は、当該年度の保険料を現年度納付したことが、社会保険庁が保管する両親の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認でき、申立人の両親が、同様に現年度納付可能であった申立人の同年度の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、その状況を確認することができないほか、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年3月まで  
② 昭和48年10月から平成5年3月まで

申立期間①は、A市B出張所で国民年金の加入手続を行った時に保険料を納付し、その後は自宅に来た集金人に納付した。

また、申立期間②は、C市D区の自宅へ集金人が来ていたので、その人に両親が保険料を納付していた。昭和58年度から平成4年度までの期間については免除を受けたことは無く、納付していたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間①の当初である昭和47年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。この加入手続の時期から48年9月までは申立人はA市に居住しており、うち申立期間①の直後の同年4月から同年9月までの保険料は納付済みと記録されている。

また、A市の記録では、上記の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付書により納付されたことが記録されている。同市では、昭和46年度から納付書を発行していたことから、申立期間①についても、納付書が発行されていたものと考えられ、納付書が送付されたにもかかわらず、申立人が、申立期間①の直後の保険料のみを納付し、申立期間①については未納としたとするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとするその両親は既に死亡しているため、その状況について確

認することはできない上、申立人自身、両親から申立人の保険料を納付していたと聞いたことは無いとしている。

また、申立人は、申立期間②当時に申立人とC市D区で同居していた両親が集金人に国民年金保険料を納付していたので、申立人の保険料も一緒に納付してくれていたと思うとしている。しかし、同市では、集金人制度は昭和53年度末をもって廃止されている上、申立人の母親が昭和59年\*月に60歳に到達して以降は、両親が保険料を納付したことは無く、両親の保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたとする説明と相違する。

さらに、社会保険庁の記録及びC市の記録では共に、申立人は昭和58年度以降の国民年金保険料は申請免除と記録されているほか、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の同年度の欄に「申免4～3まで」との記載があるなど、申立期間②のうち、同年度から平成4年度までの保険料が免除されていたことを疑わせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間当時は亡母が国民年金の管理を行っていた。亡母は保険料の納付などを怠る人ではなかったため、詳細は分からないが申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和37年9月ごろに行われたものと推認され、納付済みと記録されている昭和36年度の保険料は、加入手続後に社会保険庁に過年度納付したものと考えられる。一方、申立期間①の保険料は、加入手続時点から、A市に対して現年度納付することが可能であるが、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、納付していたとするその母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する申立人の被保険者名簿では共に、申立期間①の国民年金保険料は未納と記録されており、3年間と長期にわたる期間について、保険料の納付があったにもかかわらず、これが、社会保険庁及び同市の記録の双方から欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立期間①後の昭和40年度以降の国民年金保険料は、申立期間②を除き60歳到達まですべて納付されている。



加えて、申立人は、少なくとも婚姻（昭和44年3月）するまでは、その母親が国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の戸籍の附票でも、同年4月までは、申立人は、その母親と同居していたことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。このため、申立人の母親が、昭和40年度以降、申立人の保険料の納付に努めていたにもかかわらず、申立期間②の3か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和42年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年7月は2万4,000円、同年8月から42年6月までは2万8,000円、同年7月から同年9月までは3万3,000円、同年10月は3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月1日から45年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、42年11月から43年6月までは3万6,000円、同年7月から44年3月までは4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から45年5月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から45年8月1日まで

私は、昭和38年8月から45年7月末までA社に職人として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 社会保険事務所の記録では、申立人は昭和41年7月21日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、申立人の標準報酬等級欄及び適用年月日欄には、「41. 8、28」、「42. 7、33」、「42. 10、36」と記載

されており、申立期間のうち、昭和41年7月21日から42年10月31日までの期間に申立人が同社に勤務し、その受けた報酬月額に基づいて標準報酬月額に係る届出が行われた記録が確認できるところ、事業主が、これらの標準報酬月額に係る届出を行う一方で、41年7月21日に資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難いことから、当該喪失処理において、社会保険事務所による事務的な過誤があったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、被保険者名簿の標準報酬等級欄及び適用年月日欄の記載から、申立人が同社に昭和42年10月までは勤務していたことが確認できることから、同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している被保険者名簿の記録から、昭和41年7月は2万4,000円、同年8月から42年6月までは2万8,000円、同年7月から同年9月までは3万3,000円、同年10月は3万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和42年11月1日から45年6月1日までの期間については、申立人には雇用保険の記録があり、また、32年4月9日から47年10月1日までA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、「申立人と自分は、工場と寮が一緒だった。申立人は入社後、一貫して製造に従事し、自分より1年か2年前に退社した。」と証言していること、及び45年5月に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が、「申立人は工場で働いていた。同年代なので覚えている。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年5月までは勤務形態に変更は無く、職人として同社に継続して勤務していたことが推認できることから、申立期間のうち、42年11月1日から45年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和42年11月から43年6月までは3万6,000円、同年7月から44年3月までは4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から45年5月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「確認できる資料は無いが、申立人に係る保険料は納付した。」としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定及び事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ算定基礎等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年8月1日までの期間については、A社における勤務が確認できず、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月11日から同年12月1日まで

私は、昭和11年4月にA社に入社後、54年10月に退社するまで一貫して同社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年2月及び同年12月の社会保険事務所の記録から、同年3月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から同年10月1日まで

私は、中学校卒業後の昭和35年3月末からA社に勤務した。同期入社 of 社員は、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのに、私だけが同年10月1日の資格取得とされている。同期の社員と同様、同年6月1日から厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に同期入社した同僚から、「申立人は、中学校卒業後の昭和35年3月末からA社で勤務していた。」との証言が得られたほか、複数の先輩の同僚から、「中学を卒業して、自分よりも後から入社した後輩である。」旨の証言が得られたことから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社において、当時、総務及び人事の事務を担当していた同僚は、「中学卒業後に入社した社員については、試用期間後、全員まとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言しており、同期入社 of 同僚は、申立人を除き全員が昭和35年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社した同僚の記録から、

5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における資格取得日は、昭和41年1月7日、資格喪失日は同年2月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、当該期間の標準報酬月額は2万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間②のうち、昭和58年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。  
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月ごろ  
② 昭和58年2月28日から61年6月1日まで

申立期間①には、A社に勤務していた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社には、昭和54年12月に入社してから、61年5月の代表者死亡後の残務整理時まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録は58年2月28日までとされており、申立期間②が被保険者期間から欠落しているため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日も一致する者が厚生年金保険被保険者資格を昭和41年1月7日に取得し、同年2月1日に喪失した旨の被保険者記録が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、申立人は、A社の社名、事業所所在地、業務内容等を具体的に証言



しており、当該証言内容は、社会保険事務所が保管している同社の記録及び当時同社に勤務していた同僚の証言と一致することから、申立人は同社に勤務していたものと推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和41年1月7日、資格喪失日は同年2月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人はB社が全喪した昭和58年2月28日以降も引き続き同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じく昭和58年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の給与関係の資料によれば、同年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は昭和58年2月28日に全喪しているものの、法人登記簿によれば61年6月\*日に破産宣告を受けており、申立期間②中は法人として存在していたことが確認できる上、申立人と同じく58年2月28日の全喪時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚7人が、全喪後も同社に引き続き勤務していた旨を証言していることから、同社は全喪後も厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和58年1月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務を把握していたとされる事業主が死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の届出に係る事情を確認することはできないものの、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間②のうち、昭和58年3月1日から61年6月1日までの期間については、申立人と同じく58年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の給与関係の資料によれば、同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められるとともに、当該

資料の保管者からは、「翌月以降のものについても保管しているが、厚生年金保険料は控除されていない。」としている。

また、前述のとおり、社会保険事務を把握していたとされる事業主が死亡していることから、当該期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

さらに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和48年9月30日とされているが、B社への配置換えは同年10月1日であるため、当該喪失日を同年10月1日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、B社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和48年10月1日にA社からB社に異動。）していたことが認められる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日に訂正したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が届出書類を訂正する場合は、一般的に事業所に対して訂正に係る事実を確認するものとされるが、当該確認通知書には、社会保険事務所から訂正処理に係る確認がなされた痕跡は見当たらない上、社会保険事務所が当該訂正処理前に事業所に申立人の異動日を確認したとすると、事業主は人事記録に基づき、昭和48年10月1日が申立人の資格喪失日である旨回答したものと考えられることから、申立人に係る社会保険事務所の書類管理は不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和48年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年3月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月20日から同年5月1日まで  
② 昭和33年3月21日から同年4月4日まで

私のB社における資格取得年月日を昭和32年3月20日に、A社における資格取得年月日を33年3月21日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する労働者名簿、申立人から提出された失業保険被保険者離職票等から、申立人が同社に昭和33年3月21日に入社し、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同期入社と同僚は、いずれも「給料の締め日が毎月20日だったので、入社日は21日だった。」と証言し、また、給与事務を担当していた同僚は「給料は毎月20日締めで月末払い、月末支払の給料から社会保険料を控除し、また、20日付けをもって退職する際も、その月の月末支払の給料から社会保険料を控除していたと思う。」と証言していることから、昭和33年4月に支払われた給料から同年3月の厚生年金保険料を控除されていたと推認できること、及び申立人の翌年に採用された同僚は、入社日の34年3月21日から厚生年金保険被保険者記録が認められることから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、B社が保管する労働者名簿により、申立人が昭和32年4月1日に同社に入社したことが確認できるが、同社は、労働者名簿以外の資料は無いとの回答で、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳により、昭和32年10月30日付けで、申立人の被保険者資格取得年月日が、同年6月5日から同年5月1日に訂正された事実が確認できる。

加えて、同僚は、「昭和32年3月に申立人と同期入社した。」と証言するものの、同人も申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたか不明としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年6月から10年5月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から10年12月まで

社会保険事務所の記録によると、平成8年6月から標準報酬月額が59万円から26万円に減額されている。給与明細書等を提出するので、申立期間について、実際の給与より低く記録されている標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで、申立人を含む2人について、8年10月の定時決定、9年2月の随時改定、同年10月の定時決定、10年2月の随時改定及び同年3月の随時改定を取り消されるとともに、標準報酬月額を8年6月1日にさかのぼって26万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出された給与明細書により、訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、当該事業所において代表取締役次に次ぐ地位にあったものの、元代表取締役は、「私と経理事務担当者」と相談し、社会保

険事務所の指導を受け、社会保険料の滞納を無くすため、役員3人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理を行った。申立人は、営業担当役員で、標準報酬月額の訂正処理に関与していなかった。」と証言し、また、同僚は、「申立人は、営業担当役員で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有していなかったと認められる。

加えて、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、平成8年6月から10年5月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年6月から10年2月までは59万円、同年3月から同年5月までは56万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間について、遡及<sup>そきゅう</sup>訂正された事実は確認できない上、申立人から提出された同年6月、同年7月及び同年10月の給与明細書によれば、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、申立期間のうち、平成10年8月、同年9月、同年11月及び同年12月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年4月まで

私は、申立期間には月額25万円ぐらいの給与を受け取っていた。標準報酬月額が当時の給与に見合わない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額を、当初、申立人が主張する22万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年5月24日）の後の同年6月20日付けで、6年11月1日に遡<sup>そきゆう</sup>及して9万8,000円に引き下げられている。

また、A社では、申立人のほか、当該引下げ処理が行われた同日に、厚生年金保険被保険者資格のあった同僚5人全員（事業主を含む。）の標準報酬月額が、申立人同様、9万8,000円に引き下げられている。

しかし、当該事実について、当該事業所の事業主は当時のことは分からないと回答しており、複数の同僚は、申立期間当時、自分自身の報酬月額は、申立期間前後に変動は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和29年3月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月8日から同年8月3日まで

私は、昭和29年3月に高校を卒業後、A社に入社し、入社時から健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったと記憶しているが、社会保険庁の被保険者記録では、資格取得日が同年8月3日とされている。

昭和32年3月16日に再発行された厚生年金保険被保険者証によると、29年3月8日に被保険者資格を取得したことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当初、昭和29年3月8日とされていたが、同年8月13日付けで、同年8月3日に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証は昭和32年3月16日に再発行されたものであり、社会保険事務所において申立人の被保険者資格の取得日の記録が29年8月3日に訂正されていたとすれば、再発行された当該被保険者証の資格取得日も「昭和29年8月3日」と記載されるべきであるにもかかわらず、当該被保険者証には資格取得日が「昭和29年3月8日」とされていることから、申立人の被保険者証が再発行された時点では、申立人の被保険者資格の取得日は、同年3月8日として記録されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社における申立人の資格取得日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格取得日は、当初の記録のとおり、昭和29年3月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和29年8月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑪について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録について、申立期間③及び④を70万2,000円、申立期間⑤を74万4,000円、申立期間⑥を72万5,000円、申立期間⑦を36万2,000円、申立期間⑧を35万3,000円、申立期間⑨を70万7,000円、申立期間⑩を36万2,000円、申立期間⑪を70万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月1日から3年2月12日まで  
② 平成4年9月26日から5年5月1日まで  
③ 平成15年10月7日  
④ 平成15年12月8日  
⑤ 平成16年7月7日  
⑥ 平成16年12月7日  
⑦ 平成17年7月7日  
⑧ 平成17年9月7日  
⑨ 平成17年12月7日  
⑩ 平成18年7月7日  
⑪ 平成18年12月7日

私は、平成元年10月ごろからA社でアルバイトとして働き始め、同年12月から正社員となり、7年6月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①と申立期間②の間の被保険者記録がある期間は、B社という名前の事業所に勤務していたことになっているが、B社などという名前の会社は知らないし、申立期間①及び②も含め、給料はA社からもらっていた。申立期間①の給与支払明細書は廃棄してしまったが、申立期間②については、給与支払明細書において、同社から給与が支払われるとともに、厚生年金保険料も控除されていたことが確認できるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

さらに、C社に勤務中の賞与については、社会保険庁の記録では、平成15年7月分しか記録されていないが、申立期間③から⑪の9回分について、賞与支払明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A社は平成2年6月30日に全喪し、再度、5年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっている上、申立人が申立期間②の前に被保険者であったB社についても、4年9月26日に全喪していることから、申立期間②においてA社及びB社のいずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社とB社の所在地は同じであるとともに、B社の事業主は、平成元年6月までA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できること、B社が全喪した4年9月26日に被保険者であった9人中7人は、A社が再度、厚生年金保険の適用事業所となった5年5月1日に同社で資格取得していることが確認できること、及び商業登記簿によると、A社は昭和63年10月\*日に設立されていることから、A社又はB社は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人が保管している給与支払明細書によると、申立期間②及びその前後の期間の給与支払事業所はA社であるとともに、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に、A社とB社の両方の厚生年金保険被保険者記録がある者は、「申立人を含むB社の被保険者の大半は、申立期間②も継続してA社に勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間

は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③から⑪について、申立人は標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③及び④を70万2,000円、申立期間⑤を74万4,000円、申立期間⑥を72万5,000円、申立期間⑦を36万2,000円、申立期間⑧を35万3,000円、申立期間⑨を70万7,000円、申立期間⑩を36万2,000円、申立期間⑪を70万6,000円に訂正する必要が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③から⑪に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間③から⑪の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするA社は、平成2年6月30日に全喪している上、申立期間①と②の間において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるB社は3年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、2年6月30日から3年1月31日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が自分と同時期に異動したと記憶している同僚のB社における被保険者資格の取得日は、申立人と同じ平成3年2月12日であることが確認できる。

さらに、A社及びB社は既に全喪しており、A社の事業主とは連絡が取れず、B社の事業主とは接触できたものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる有力な証言を得ることもできない上、申立期間①の同僚とみられる者からも、申立人に係る証言を得ることはできず、ほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、A社における資格喪失日に係る記録を昭和27年8月1日に、申立期間②について、B社における資格喪失日に係る記録を28年4月1日に、申立期間③について、C社D支店における資格取得日に係る記録を33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、27年7月を6,000円、28年3月を7,000円、33年3月及び同年4月を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月31日から同年8月1日まで  
② 昭和28年3月26日から同年4月1日まで  
③ 昭和33年3月1日から同年5月1日まで

私は、昭和25年10月20日から30年4月26日までA社に継続して勤務していた。また、33年3月1日にC社D支店に入社し、62年3月31日まで継続して勤務していた。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社及びB社は、当該期間における人事交流の状況から、関連会社であったことが推認される。

また、A社及びB社の間で異動し、申立人のことを記憶している複数の同僚は、「B社へ異動していた間もA社で継続して勤務しており、同社内で他の同僚と共に部署を異動した。申立人も同じであった。少しは仕事内容も変わったが、会社を辞めたことはない。部署を異動するのはいつも月初めからだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務し（昭和27年8月1日にA社からB社に異動。）、申立期間②においてB社に継続して勤務し（昭和28年4月1日にB社からA社に異動。）、当該期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年7月（被保険者名簿の標準報酬月額が同年7月から変更されている。）の社会保険事務所の記録及びB社における28年2月の社会保険事務所の記録から、27年7月は6,000円、28年3月は7,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、当該期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、同社の事業主が資格喪失日を昭和27年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、また、申立期間②については、B社の事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に全喪の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る27年7月及び28年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、27年7月及び28年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録及びC社D支店の人事記録により、申立人が同社に昭和33年3月1日から62年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる上、申立人と同じ職種の複数の同僚が入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1894

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、50万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 31 日まで

A社の標準報酬月額が平成 5 年 8 月から 28 万円にされている。同社在職中に給与が下がった記憶は無く、退職直前の給与額は 50 万円ぐらいであった。給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額に納得できないので、審議の上、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 6 年 10 月 31 日)の後の同年 11 月 10 日付けで 5 年 8 月 1 日まで、さかのぼって 28 万円に引き下げられている。

また、申立人と同様に、A社の全喪日に被保険者資格を喪失している被保険者 5 人のうち 3 人の標準報酬月額が、申立人同様、平成 5 年 8 月 1 日まで、さかのぼって 28 万円に引き下げられている。

さらに、同僚は、A社に勤務している期間に 5 万円以上給与額が下がったことは無いと証言している。

加えて、A社の商業登記簿によると、申立人は昭和 44 年 7 月 1 日から死亡するまで、同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び同社において申立人と同職種であった同僚に確認したところ、「申立人は、現場の作業だけを行っており、厚生年金保険事務には関与していなかった。」旨証言をしてい



ることから、申立人は社会保険事務についての権限を有しておらず、標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

申立期間については申請免除とされているが、私は、免除申請した記憶は無く、保険料は同居していた母親に頼んで金融機関で支払っていた。申立期間当時、自営業を始め、A信用金庫本店から融資を受けた。同信用金庫では保険料を支払っていることが融資条件であったことから、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和45年6月ごろに国民年金に加入し、その後、厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、国民年金被保険者資格を喪失しており、再度国民年金加入手続きを行い、国民年金被保険者資格を取得したのは48年4月1日とされている。申立人は、この再度国民年金加入手続きを行った時期については不明であるが、同居していた母親が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も申立人が母親に保険料を渡して母親が銀行で納付していたとしているところ、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続き時期及び申立期間の保険料の納付状況の詳細は不明である上、申立人は、母親に依頼していた保険料の納付周期及び保険料額に関する記憶も無い。

また、申立人は、申立期間においては経済的に困窮していなかったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間の直前である昭和48年4月から同年7月までの期間も申請免除期間とされ、当該期間が申請免除とされていることについては、母親に申請手続きを依頼したとしており、申立人自身も認めている上、通常、申請免除とされる期間は年度当初の4月から翌年3月までの期間とされていたほか、母親も、申立期間のうち、49年4月から51年3月

までの期間は申請免除とされていることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、自営業を始め、国民年金保険料を納付していることを融資条件としていて、A信用金庫本店から融資を受けたとしているが、申立人が同信用金庫から融資を受けたとする昭和46年3月ごろは、申立人は厚生年金保険被保険者（同年1月から47年7月まで）である上、申立人は同信用金庫から保険料に関してどのような資料の提出を求められたかの記憶は無く、同信用金庫では、「融資する場合、従前から原則として所得税、事業税及び市県民税の滞納状況を勘案しているが、国民年金保険料の納付状況については、融資申込者から関係資料の提出を求めてはいなかった。」としている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年8月まで

平成7年3月末に会社を退職し、2、3か月後に勤めていた会社に連絡して年金手帳を返してもらった。その後、母親がA市役所にどうすればよいのか電話で問い合わせたところ、納付書を郵送するので振り込んでもらえばよいと言われた。金額は覚えていないが、初めは母親が2、3か月分をまとめて納付し、その後は私が毎月、B銀行C支店で保険料を納付したので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が電話により納付書を郵送してもらい保険料を納付したと主張しており、申立人の母親も同様に主張しているが、納付書の交付を受けるためには、A市役所窓口において国民年金被保険者資格取得を行う必要があり、同市では電話で手続きを受け付けて、納付書を発行することは無かったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る平成7年4月1日から8年9月2日までの国民年金被保険者期間は、12年1月17日になって国民年金被保険者期間として新たに追加されたこととされており、これは、申立人が申立期間後の8年9月から11年11月まで勤めた会社（この間、申立人は厚生年金保険被保険者）を退職し、国民年金への切替手続きを行った時、申立期間は国民年金に未加入であったことが把握され、さかのぼって7年4月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことにより、申立期間が未納とされたものと考えられる。

このことから、申立期間は平成12年1月17日に国民年金被保険者期間として追加されるまでは、未加入期間とされていたことになることから、申立期間

当時、申立人に対し納付書が発行されていたとは考え難く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立期間が国民年金被保険者期間として追加された平成12年1月17日を基準とすると、申立期間は既に時効のため同期間の保険料を過年度納付することもできなかった。

加えて、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から同年11月まで

A社会保険事務所から国民年金に関する通知があったので、その通知を持って、同社会保険事務所へ行き、現金で2万6,600円を納付して領収書を受け取った。現在その領収書は残っていないが、確かに納付したので、申立期間について、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期及び加入手続場所についての記憶は無い上、A社会保険事務所から国民年金に関する通知があり、その通知を持って、同社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、同社会保険事務所からの通知を受け取った時期及び納付時期に関する記憶も無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成12年2月1日とされており、B市が保管する国民年金資格記録電子データ結果表では、国民年金手帳交付日欄に同年8月20日と記載されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、同年2月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となることから、納付書は発行されず、保険料の納付は行い得なかったものと考えられる。

さらに、申立期間（3か月）の保険料額は3万9,900円となるものの、申立人は、A社会保険事務所職員から2か月分の保険料額2万6,600円を請求され、その金額を納付したとしているが、前述のとおり、申立期間は未加入期間であり、同社会保険事務所職員がその未加入期間の3か月分のうち、2か月分のみ保険料を請求するような事務処理を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年12月まで

私は、A町に住んでいた時、国民年金に加入して保険料を納付していた。

B町役場において、A町で納めた保険料の領収書を65歳まで所持していたよいか相談したところ、役場の職員に「明日、便があるので、こちらから社会保険事務所に送ります。」と言われて、領収書を貼った手帳を提出したのに、その手帳が無くなってしまった。

間違い無く保険料は納めていたので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市発行の「国民年金領収書添付用」手帳を所持している一方で、申立期間に居住していたA町でもらった「国民年金領収書添付用」手帳をB町役場に提出し、これを紛失したと主張しているが、A町において同手帳が発行されていたかについては確認できない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日も現在の記録どおり、昭和50年9月1日とされている上、申立人が保険料月額として記憶に残っているとする1,100円はこの当時の保険料月額である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月に夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ申立人は初めて国民年金加入手続を行ったとみられ、申立期間当時は国民年金には未加入であったものとみられる。

加えて、A町にも申立人に係る被保険者名簿及び納付記録は無い上、申立人



が証言する収納方法も当時の同町のものとは相違するほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1843

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から51年3月まで

私は、社会保険庁から知られるまで申立期間の保険料が未納とされていることを全く知らなかった。申立期間については、叔父、叔母の家に住んでおり、集金人の方が来て保険料を確実に納付していたので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続には関与しておらず、申立人の父がこれを行ったとしているが、申立人の父は既に死亡しているため、加入手続時期等の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時は叔父及び叔母と同居しており、訪問してきた集金人に叔父及び叔母と同様に国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、叔父は申立期間の大半について、叔母は申立期間を通じてそれぞれ保険料が未納とされており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月ごろ夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、このころ申立人は申立人の夫と共に初めて国民年金加入手続を行い、この手続により申立人が20歳に到達した44年\*月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする取扱いがされたものとみられ、この手続の時期を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

私が20歳を過ぎた昭和44年の夏ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、自宅に集金に来たA町役場の男性に保険料を納付していたことを記憶している。私は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無いが、申立期間の保険料は私の母親が納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、加入手続及び保険料の納付状況に関する詳細は不明である。

また、申立人は、昭和44年の夏ごろ、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、自宅に来たA町役場の集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、同町では、当時、保険料の徴収方法は公民館等での徴収日を定めた出張徴収方式を採っており、集金人が戸別訪問により保険料を徴収することはなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において昭和51年9月18日に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の

うち、昭和 43 年 11 月から 49 年 6 月までの期間は特例納付によるほかは時効により保険料を納付することはできず、この記号番号払出時期は特例納付の実施期間でもない上、同年 7 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人には申立人の母親が申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶も無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から57年3月まで

昭和42年9月ごろにA町で国民年金への加入手続を行ったことを記憶しており、申立期間の保険料については、妻が私の保険料と併せて二人分納めていた。申立期間が未納とされている上、妻の納付済期間が私のものよりも多いことには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月ごろにA町で国民年金への加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は61年8月22日に、その資格取得日を同年6月22日として払い出されており、このことは、同町が保管する記録とも一致する上、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続はこのころに行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額、納付周期等についての具体的な記憶は無く、納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月30日に払い出されており、このころに加入手続が行われたものとみられる。この加入手続において、さかのぼって44年4月11日に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれ、この加入手続時点を基準にすると、保険料納付が可能であった53年4月以降は保険料は納付済みとされているものの、44年4月から53年3月までの期間については時効により保険料を納付す

ることはできず、このため、申立期間のうち当該期間は申立人の妻も未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

父親が、国民年金は絶対必要だからと私の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたのに、申立期間の1年間がなぜ未納とされているのか見当がつかない。父親は既に亡くなっており詳細は不明であるが、納付されていると確信を持っていただけに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月に払い出されているほか、申立人は申立期間前後に住所の異動をしていないとしているなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金資格取得日は昭和45年4月1日とされている。同庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、資格取得日は同日と記載されているほか、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも同日の日付が記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和46年1月ごろに行われ、その際に45年4月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に未加入で保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立期間は資格取得日前の無資格期間であり、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親は既に死亡しており、その状況

を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年12月まで  
会社を退職したため、昭和41年3月ごろにA市B区役所で国民年金の加  
入手続を行った。その際に保険料免除の申請も行ったはずである。申立期間  
が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年3月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った  
としている。しかし、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によ  
ると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月に同区で払い出されており、  
申立人が所持する国民年金手帳には同年10月13日発行と記載されている。申  
立人は、申立期間において転居は無いとしているなど、申立人に対し別の国民  
年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。  
このため、申立人の国民年金加入手続は同年10月に行われたものと推認  
され、その時点では、申立期間のうち、同年3月から同年6月までの保険料の  
免除を申請することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和41年3月ごろに  
保険料の免除申請を行って以降に同申請を行った記憶は無いとしている。しか  
し、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、  
申立期間の直後の43年1月から44年3月までの保険料が免除されていたこと  
が記載されており（後日に、43年1月から同年9月までの期間及び同年11月  
から44年3月までの期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明し  
たために、現状の記録では43年10月のみが国民年金被保険者期間で保険料は  
免除との記録になっている。）、この免除申請は41年3月時点では行えず、別  
の時期に行ったものと認められることから、申立人が記憶する保険料免除申請

はこの際のものであったとも考えられる。

さらに、申立人の被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料は未納と記録され、その記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年8月まで

夫が昭和46年に転勤した時に、同僚から「妻は国民年金に任意加入したほうがよい。」と勧められたので、夫から言われて私が区役所へ行って任意加入の手続を行った。夫がその職場に勤務していたのは同年8月から48年8月までであり、社会保険庁の記録では、加入時期が52年9月とされているが、その時期には加入する動機が無いため、あり得ない。申立期間の任意加入の記録が欠落し、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入の手続を行った時期について、昭和46年から48年ごろまでと思うとしており、明確な記憶は無い。社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年10月にA市B区から払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記載は確認できないほか、申立人は申立期間当時から上記の国民年金手帳記号番号払出時期まで同区からの転居は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録及びA市の記録では共に、申立人は昭和52年9月に任意加入として初めて国民年金の資格を取得したことが記録されている。申立人が唯一所持する年金手帳は、49年11月に使用が開始された年金制度共通のものであり、この年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも52年9月6日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和52年9月に行われたものと推認され、申立期間当時には、未加入であったことから保険料を納付する

ことはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間当時は、申立人の夫は共済組合員で、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等については記憶が無いとしているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで

私は、申立期間当時、家業（農業）を手伝い、兄の被扶養者になっていた。私が20歳になった時に、兄が私の国民年金の加入手続を行ったことを聞いており、兄が私の保険料と一緒に納付してくれたはずである。保険料は係の人が各家庭を回って集金していた。兄に納付記録があり、私は今まで未納の連絡をもらっていないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付はその兄が行ったとしており、申立人は関与しておらず、兄は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻後の昭和41年3月にA町で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年3月31日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が申立期間に居住していたB村で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和41年3月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった37年\*月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、その兄が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立

期間のうち、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、婚姻後の加入手続及び保険料納付はその夫が行ったとしており、申立人は関与しておらず、申立人の夫に聴取しても、婚姻前の期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと思うとしているなど、上記の婚姻前の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

A社に昭和 33 年 4 月まで勤務して翌月に結婚した。当時は厚生年金保険に加入していたことは知らず、脱退手当金受給の手続をした記憶は全く無いので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 5 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から29年2月28日まで

私は、A社に昭和26年11月から36年1月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと主張するが、同社は既に全喪し、解散しており、当時の人事記録等関係資料を確認することができない上、事業主は死亡し、申立期間に同社の被保険者記録がある同僚は連絡先不明であり、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、A社において昭和26年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得(健康保険整理番号\*番)し、28年2月1日に喪失、その後、29年2月28日に再取得(健康保険整理番号\*番)していることが確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、不自然な点はうかがえない。

さらに、A社には、申立人と同様に被保険者資格を喪失後、再取得している同僚が散見される上、連絡先の判明した複数の同僚は、いずれも「時期の記憶は無いが、いったん辞めて再度勤務したことがある。」旨証言している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月ごろから31年3月ごろまでの期間のうち6か月から11か月間  
② 昭和44年9月ごろから同年11月ごろまで

私は、A社B支店及びC社で働いていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。資料もあるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚6人は、入社して数か月間は厚生年金保険の被保険者ではなかったと証言している上、同じ現場で働き、かつ、申立人と同じ扱いであったと思われる同僚については、自身が主張する入社時期から6か月以上厚生年金保険の被保険者記録が存在しない。

また、A社B支店が提出した年金加入台帳には、申立人の名前は無く、社会保険事務所が保管している同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間①及びその前後に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

### 2 申立期間②については、昭和44年9月22日の記載がある資料及び同年9月13日から同年10月6日までの運搬先での写真から判断して、申立人が申立期間の一部においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚は「機械を世界各国に運ぶ必要があったが、従業員が不足していたため、臨時の従業員を雇っていた。臨時の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、他の同僚二人も「申立人は臨時で雇用されたはず。」と証言している。

また、申立人について、昭和40年以降に厚生年金保険の被保険者記録が存在する事業所はすべて、おおむね被保険者期間の一致する雇用保険の被保険者記録が存在するが、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、C社は昭和50年7月31日に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②及びその前後に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月から32年1月1日まで

A社の設立は昭和21年8月であったが、設立の約3年後に社会保険事務所から職員が来て社会保険への加入を勧奨され、事業主である自分が手続を行ったので、厚生年金保険の資格取得年月日が32年1月1日とされているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社への入社の際について述べている内容に不自然さは無く、同僚の証言とも一致していることから、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳払出票には、払出年月日が同年2月14日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、私と妻で厚生年金保険被保険者資格取得の事務手続を行っていたが、当時の関連資料は無く、詳しいことは覚えていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社の商業登記簿によれば、申立人は、昭和29年8月21日から同社が破産宣告を受けた59年9月まで同社の代表取締役となっている上、24年8月から29年8月21日までは申立人の兄が代表取締役となっており、申立人も、「22年か23年ごろには代表取締役である兄から実質的経営権を任されていた。」と述べていることから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当し、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 36 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 1 月から 36 年 12 月末まで A 社で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者としての記録が、B 社における 1 か月しかない。他の同僚と同じ待遇だったと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の在籍証明書から判断して、申立人が、B 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和 36 年 12 月以前の申立期間についても、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社における申立期間当時の責任者は、「商店街組合でビルを建設し、その出店者で B 社を設立した。ビル建設中に B 社で従業員を募集し、その結果、A 社に配属されたのが申立人であり、ビル建設中は同社本店で研修しながら働いていた。給料については、ビル建設中から運営管理費として、事務守衛費、電気水道料、冷暖房費、昇降関係費、広告料、各店の従業員の給料関係を一括して B 社に納付し、B 社から給料を支払っていた。申立人については、入社時から A 社での籍は無かった。」と証言している。

また、社会保険庁の記録によると、B 社は、昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人と同様、ビル建設中に A 社に入社した同僚にも、申立期間において同社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 12 月 1 日からの被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 39 年 6 月まで  
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 7 月まで

私は、申立期間について、施設がオープンする前の準備段階から A 社及び B 社で仕事をしていた。保険料控除を証明できるものは無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録により、A 社は、昭和 38 年 8 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の事務担当者は、「施設のオープン前から造成工事に従事していたのであれば、当社の社員ではなく、工事の請負業者に雇用されていたはずである。どこの業者かは資料が残っていないため、分からない。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については、連絡先が不明のため、証言が得られず、申立ての事実が確認できない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録により、B 社は、昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社の事務担当者は、「申立期間は、施設がオープンする前の造成工事の時であり、当社は直接雇用していなかったはずである。」と証言している。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者については、同人を特定できないため、申立ての事実が確認できない。

このほか、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1900（事案292の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月16日から22年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、実際は勤務し厚生年金保険料を控除されていた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいので、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年9月12日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、再度、調査をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚等の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料が無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間は勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、再度調査してほしいと主張するが、当該主張は、当初の申立てと内容も同じであることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月28日から31年6月1日まで

私は、昭和29年2月、A県職員採用試験に合格したが、同県の事情で採用を見送られた。しかし、県職員の方からB事業所をあっせんしてもらい、同県の職員等と共に勤務していた。保険料控除等の記憶は無いが、同県の関連事業所であり、厚生年金保険の手続がとられていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間にB事業所において厚生年金保険の被保険者であった者は全員、同事業所（昭和34年1月2日全喪）を前身として33年3月\*日に認可、設立されたC事業所が保管する当時の昇給、夏季手当、年末手当等の調書に氏名が掲載されているが、申立人の氏名は確認できない。

また、C事業所は、B事業所に係る資料で保管されているものは上記資料のみであり、申立人の在籍、雇用形態、厚生年金保険料の控除の有無及び同事業所が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かを確認することはできないと回答している。

さらに、同僚の一人は、「申立人の扱いは分からないが、B事業所では、「人夫扱い」の雇用形態の者も多かった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで

私は、高校を卒業してすぐにA社の得意先であるB社に修業のために住み込みで勤務した。その後、同社を退職してすぐにA社に入社した。昭和 40 年 12 月に病院で治療をしており、健康保険証を使用したことがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚から提出された写真から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和52年6月26日に全喪しており、当時の事務員及び事業主は死亡しており証言が得られないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、申立人と親戚関係にある複数の同僚について、A社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから判断すると、同社では、入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 26 日から 39 年 1 月 15 日まで

昭和 32 年 4 月 20 日に A 社に入社後、会社が A 社と B 社の 2 社に分裂し、37 年 10 月 26 日にいずれ A 社に戻る約束で B 社に転籍した。38 年 5 月 6 日に B 社の被保険者資格喪失後、直接戻るのはいないので、同年 5 月 21 日に C 社に入社し、同年 7 月 26 日に資格喪失後、すぐに A 社に入社した。しかし、年金記録では、39 年 1 月 15 日に資格取得したこととされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の同僚の証言から判断して、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の当時の事業主は、「申立人が申立期間に A 社に勤務していたかは記憶に無い。当社に戻るように約束をした覚えは無いが、困ったことがあったら来いよと言ったかもしれない。申立人が B 社に入社した後、戻ってきたので雇ったが、再入社後、すぐには厚生年金保険の資格取得手続きをしなかったと思う。」と証言している。

また、申立人と一緒に A 社から B 社に転籍し、申立期間当時、A 社に再入社した同僚についても、再入社した昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 15 日までの間、申立人と同様に、同社における被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から同年8月まで  
職業安定所の求人に応募してA社に入社した。保険料は給料から天引きされていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社によれば、当時の資料は、保存期限を過ぎており、現存しないとの回答で、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等が確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者9人）に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、同僚は女性2人を含め4人いたとしているが、その名前を記憶しておらず、申立人によれば、4人とも死亡したとしている上、A社において、厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚のうち2人は、「申立人がA社にいたような気がするが、厚生年金保険の取扱いは分からない。」と証言し、他の複数の同僚は、申立人の記憶が無く、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1905

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年ごろから21年9月11日まで  
② 昭和29年7月から32年5月1日まで

申立期間①について、昭和19年ごろからA社B支店に勤務していた。入社から1年半ぐらいした時に病院に入院した記憶があり、会社から支給された健康保険証を使った覚えがある。給与から社会保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和29年7月からC社に勤務しており、給与明細書などの資料は残っていないが、社会保険料を給与から控除されていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和19年ごろからA社B支店に勤務し、家電の組立てをしていたとしているが、同社に確認したところ、家電の製造は戦後になってから行い、19年当時には家電は製造していなかったと思われるとしている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している同僚3人の厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、いずれも申立人と同時期の昭和21年10月又は同年11月であることが確認できる上、当該同僚のうち、連絡先が判明した者に照会しても、申立人がA社に勤務していたことについては記憶があるとしているものの、その具体的な期間の記憶は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

さらに、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についてA社に照会したが、申立期間①当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は昭和29年7月ごろからC社に勤務していたと申し立てているが、当該時期に係る申立人の記憶は不明確である上、申立人自身、「C社に勤務していた期間はあまり長くなかったと思う。当時の同僚については覚えていないし、勤務期間が長くなかったので、社会保険にも加入していなかったかもしれない。」としている。

また、C社において申立期間②に厚生年金保険被保険者記録がある同僚8人に照会したところ、4人から回答があり、このうち1人は、申立人が同社に勤務していたとしているものの、その具体的な期間の記憶は無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

さらに、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についてC社に照会したが、申立期間②当時の資料は残っておらず、不明であるとしており、申立期間②当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていない上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1906（事案713の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から45年6月1日まで

私は、昭和40年6月から49年7月までA社で勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が45年6月1日から49年7月31日までしかなく、その期間についても脱退手当金が支給されているとされていたため、40年6月から45年6月1日までの期間は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい旨、また、同年6月1日から49年7月31日までの期間については、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月18日付けで総務省中部管区行政評価局長から脱退手当金の支給記録については訂正する必要があるが、申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、その後、申立期間に係る社員旅行の写真が見つかったので、私が当時、A社で勤務していたことが証明でき、当時の従業員は皆、厚生年金保険に入っているのに私だけ未加入というのは間違っていると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和40年1月から45年5月までの厚生年金保険被保険者資格取得者の中に申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無いなどの理由から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間に係るA社での勤務実態を示す資料として、昭和41年3月、42年3月、43年12月、44年8月、45年及び47年8月に撮影された6葉の社員旅行の写真を提出したことから、申立期間に申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該写真から確認できるA社の被保険者18人のうち、連絡先が確認できた9人に照会し、このうち6人から回答を得たものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、上記被保険者のうち、A社において申立人と同様の職種に従事していたとする同僚の証言から、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから31年4月ごろまで  
ねんきん特別便を見て、厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A社に勤務していた申立期間については、空白となっていることが分かった。  
私は、確かにA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚は、「申立人は、A社の敷地内にある事務所兼社長宅で勤務していたが、職務内容は、同社の社長宅でのお手伝いであった。」としている上、申立人自身も、「A社の社長宅でお手伝いをしており、事業所内の勤務ではなかった。」としていることから、申立人は、同社の従業員ではなく、同社社長の個人的な使用人であったものと思われる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和26年4月1日から31年5月20日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が申立期間の前後に勤務した事業所の記録はあるものの、申立期間については被保険者記録は無く、社会保険庁の記録に不自然さはいかたがえない。

さらに、A社は現存しているものの、申立期間に係る人事記録等は保管していないとしており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から39年4月まで

私が勤務していたA社は昭和34年夏ごろに倒産したが、債権者によって事業が引き継がれてB社となり、私もそのまま継続して同社に39年4月まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間当時、健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が全喪した昭和34年8月1日時点で同社における被保険者記録が確認できる者のうち、申立人が記憶している4人を含む12人の同僚について、その記録を確認したが、申立期間にB社とみられる被保険者記録のある者はいない。

さらに、申立人は、「申立期間の後に勤務したC社はB社の従業員が設立した会社であり、同社の社員はC社設立時に全員退職した。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和39年5月2日から57年9月1日まではC社の被保険者であったことが確認できるとともに、同社の商業登記簿謄本によると、申立人及び申立人が記憶しているA社の同僚が役員であることが確認できるものの、C社が厚生年金保険の適用事業所となった39年3月から同年9月までに同社で被保険者資格を取得している者の中に、B社とみられる被保険者記録を有する者は確認できない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から4年10月まで

私は、A社に勤務しており、平成2年分の源泉徴収票によると、社会保険料が控除されており、厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成2年10月18日に資格を取得し、4年9月16日に離職していることから、申立期間の一部について、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、当時の資料は保存されていないと回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A社の顧問社会保険労務士から提出された同社の社会保険被保険者台帳によると、申立人は雇用保険被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険被保険者資格は取得していないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成2年度の源泉徴収票によると、申立人には社会保険料の支払があったことが確認できるところ、申立人は、A社に勤務した期間の健康保険について、同社以前に勤務したB社の健康保険任意継続被保険者であったと説明しており、当該任意継続被保険者に係る保険料額は、源泉徴収票に記載された社会保険料額に近似している。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間のA社の厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年8月1日  
② 昭和28年8月31日から33年5月ごろまで

私は、昭和24年4月1日から33年5月ごろまでA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっている。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の親族の証言及び商業登記簿から、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和24年8月1日と記録されていることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和30年2月12日に全喪しており、申立期間②の一部については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主、申立人が記憶する同僚等は、いずれも高齢又は既に他界しているため、証言を得ることはできない上、A社は、申立期間の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管されておらず、当時の詳細は不明である旨回答していることから、申立てに係る事実について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間に係る事業主の親族である上、申立人以外のA社の親族は、いずれも申立期間②より後の再度、同社が適用事業所となった昭

和37年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

このほか、A社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

私は、昭和18年8月1日から20年8月14日までA社で勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無く、給与明細書等も無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、通勤経路が同じであった者の証言から、申立人は、勤務した期間は不明ながらも、A社に勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務したと主張するA社は、昭和24年7月10日に新規適用事業所になっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、昭和25年4月21日に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、申立人の記憶する同僚は死亡しており、申立期間に係る証言を得ることができない。

このほか、申立人には、厚生年金保険料の控除の記憶も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 16 日から 10 年 11 月 21 日まで  
私は、A社に正社員として入社し、給料は固定給で30万円の契約であった。社会保険事務所の記録を確認したところ、9万8,000円とされていたが、30万円が正しいので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた平成9年10月分から10年8月分までの給料明細書によると、当該給料明細書上の保険料控除額を基に算出した標準報酬月額（9万8,000円）と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、申立人は、「A社は自分と同僚が設立した会社であり、同僚が事業主であった。」と証言しており、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に、A社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得している者は、同社の事業主のみであり、当該事業主の標準報酬月額は、申立人と同額の9万8,000円であることが確認できる。

さらに、A社は商業登記簿上は現存することが確認できるが、当該登記簿上の本店所在地に所在が確認できず、事業所としての実態はうかがえない上、事業主及び同僚は調査に応じないため、申立てに係る証言を得ることができない。

加えて、申立期間のうち、平成10年9月及び同年10月の期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。